

賃貸借契約書(案)

新潟県立長岡高等学校長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、自家発電機等（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を以下のとおり締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が機器を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、機器が常時正常な状態で稼働するように保守を行い、機械の稼働に必要な燃料を除く消耗品を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和8年6月15日から令和8年9月30日までとする。

（契約対象機器）

第3条 本契約の対象機器は、以下のとおりとする。

発電機 3台
ガードフェンス 11枚
防音対策（防音シート等） 一式

（設置場所）

第4条 設置場所は、次のとおりとする。

長岡市学校町3丁目14番1号 新潟県立長岡高等学校小体育館南側の敷地

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料の額は次のとおりとする。

賃貸借料 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
なお、賃貸借料には別紙仕様書に記載の付帯事項にかかる費用を含むものとする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第6条 乙は、契約期間終了後に賃貸借料等を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料等を支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、円とする。

（機器の引き渡し及び検査）

第8条 乙は、契約開始までに機械等の設置工事及び接続を行い、甲に対し機器を引き渡すものとする。甲は使用開始前検査を一般財団法人東北電気保安協会に委託するものとする。

(機器の点検及び秘密の保持)

第9条 乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣し、点検及び調整を行う。

- 2 機器の故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに社員を派遣して修理し、すみやかに機器を正常な状態に回復させなければならない。その際、機械修理に要した部品代金及びその費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項及び第2項の点検等の実施に当たり知り得た甲の業務上の機密を、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(機器の使用・保存)

第10条 甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用するものとする。

- 2 甲は、あらかじめ乙の承諾を得た場合を除き、他の物件との付着・改造・その性能機能についての変更等、現状を変更することはできないものとする。

(保険)

第11条 乙は、機器について乙の費用で動産総合保険(地震は不担保)を付保するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず乙が加入する動産総合保険で補填された損害について、乙は甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関して、著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

第14条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令に

ついて処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前条及び本条各項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(機器の撤去)

第15条 乙は、第2条及び第13条、第14条の規定により、この契約が終了した場合は、機器

を速やかに撤去しなければならない。

(疑義の決定)

第16条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県長岡市学校町3丁目14番1号
新潟県
新潟県立長岡高等学校
校長 石橋 弘光

乙